

令和7年度
「保育所入所手続き」
のしおり



美浜町役場 厚生部 健康・子育て課

TEL:0569-82-1111(内線 222・262)

FAX:0569-82-1321

目 次

1. 保育所の目的と役割	1
2. 美浜町の保育所	1
3. 新年度一斉申込について	2
4. 年度途中の入所申込みについて	3
5. 入所対象児童	4
6. 入所の基準	4
7. 申込に必要な書類	5
8. 申込書記入の際の注意点	7
9. 乳児(0.1.2 歳児)入所ご希望の際の注意点	8
10. 保育所入所の優先順位	8
11. 美浜町保育所入所判定基準点数表	9
12. 支給認定について	11
13. 保育料の負担(幼児教育・保育無償化)について	14
14. 給食費について	14
15. 保育料・延長保育料等の軽減措置	14
16. 延長保育・一時的保育・こども誰でも通園制度	15
17. 保育料徴収基準表	18
18. 保育料・給食費等の納付について	20
19. 町外への保育施設への入所について	21
20. 町内転園について	21
21. 町外転出による退所について	21
22. 入所申込の取り下げについて	21
23. 保育解除について(2・3号認定)	21
24. 保育所に関する Q & A	22

1. 保育所の目的と役割

保育所は「保育が必要な乳幼児」を保育する目的の施設であり、養護と教育を一体的にすすめ、乳幼児の健全な心身の発達をめざし、豊かな人間性をもった子どもの育成を図ることを目的としています。

2. 美浜町の保育所

美浜町には公立の保育所5か所あり、それぞれの特色を生かして教育や保育を推進しています。入所希望の保育所を選択できますが、それぞれの保育所には、定員を設けており、必ずしもご希望に添えない場合がございます。

施設の種類	内容
保育所	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

(1) 町内の保育所一覧

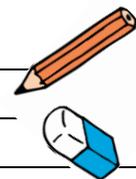
施設区分	名称	認可定員 (人)	所在地	開所時間	電話番号
 公立保育所	布土保育所	80	布土字南亀井 95-1	午前 8 時 ～ 午後 7 時	82-0463
	河和保育所	220	河和字小坂 352	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時	82-1304
	野間保育所	110	野間字東畠 92	午前 8 時 ～ 午後 7 時	87-0124
	奥田保育所	110	奥田字海道田 159	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時	87-0041
	上野間保育所	110	上野間字小手廻間 34-1	午前 8 時 ～ 午後 7 時	88-5142

※保育士数が確保できない場合や、入所する子どもの人数により縦割り保育を実施する場合がございますのでご了承ください。

※保育施設最低基準による保育士数が確保できない場合や入所する子どもの年齢により、定員内でも入園をお断りする場合があります。

3.新年度一斉申込について

申込書類配布開始時期	入所希望年度の前年10月から
申込受付期間	入所希望年度の前年10月の第3週頃から
受付場所	各保育所
提出方法	各保育所の指定された日に第1希望保育所へ書類を提出
最終受付日	入所希望年度の前年11月頃まで

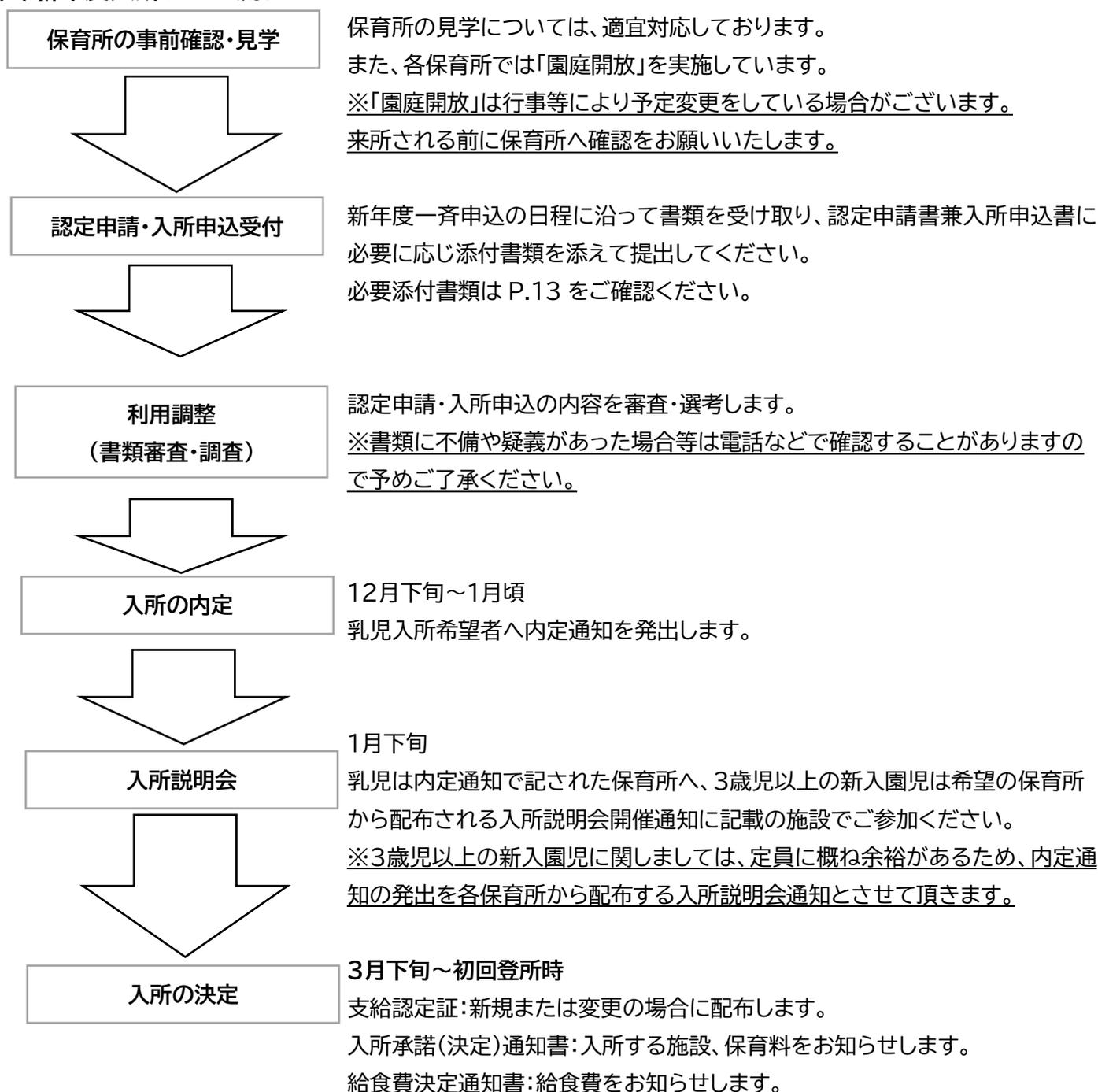


※在園児で、次年度も引き続き入所を希望する場合でも、申込書等の提出が必要です。

提出が遅れた場合は、希望保育所等に入所できない可能性があります。予めご了承ください。

※上記の日程はあくまで目安となります。入園申込受付の詳細につきましては、別途 10 月にお示しします HP や広報内の記事をご覧ください。

(1)新年度入所までの流れ



4.年度途中の入所申込みについて

年度途中で入所を希望される方についても手続きが必要になります。

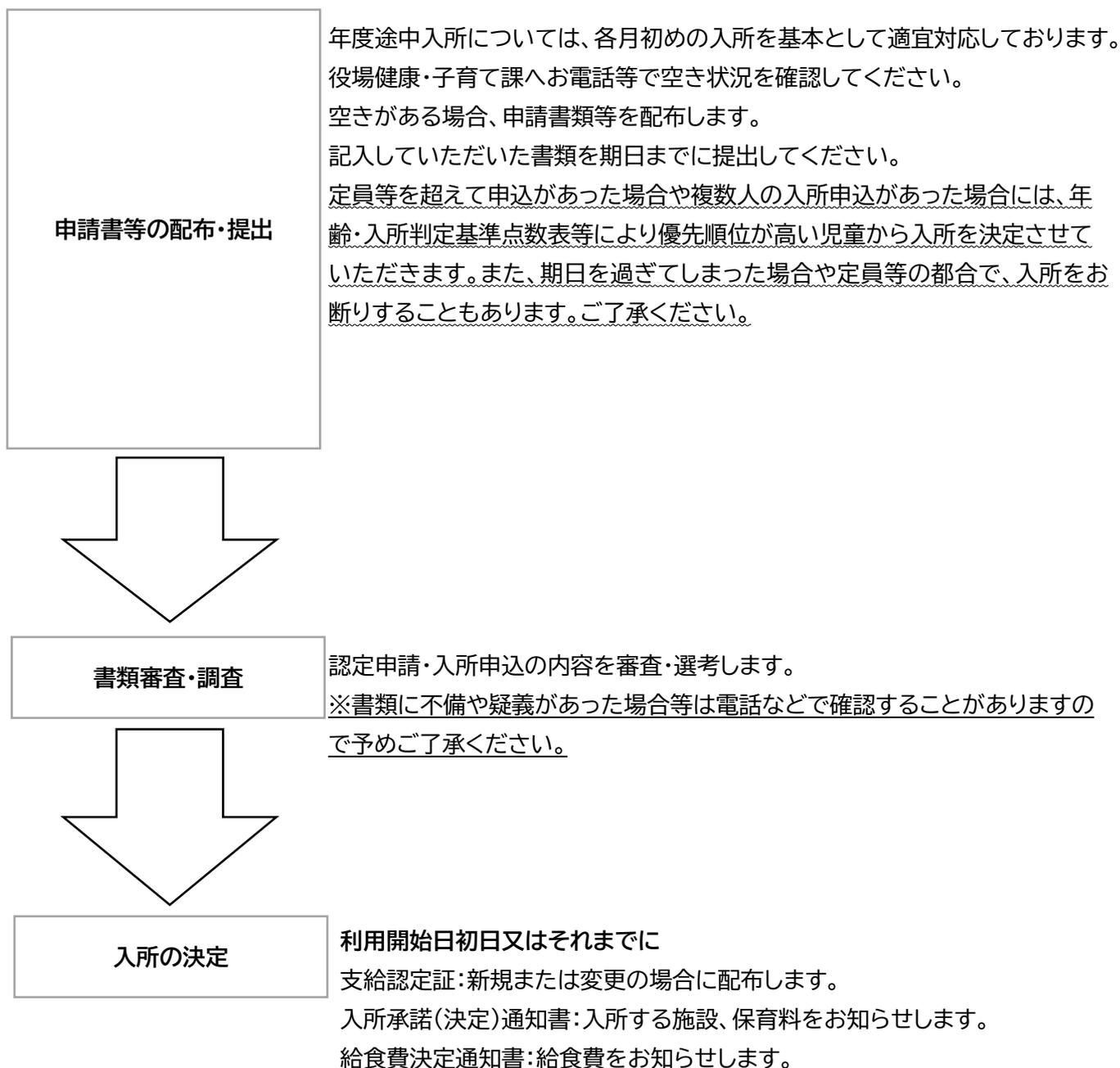
このため、前の住所地で保育認定を受けていた場合でも、改めて本町で認定申請書と入所申込書を提出していただきます。

なお、年度途中に定員を超過する場合があります。年度途中の受入れについては、事前に役場健康・子育て課にお問い合わせください。

○受付期間:入所日(毎月1日)の2週間前まで

○受付場所:役場健康・子育て課

(1)年度途中の入所までの流れ



5.入所対象児童

(1) 入所対象年齢表（令和7年4月1日時点）

クラス年齢	該当する生年月日
0歳児	令和6年4月2日以降生まれ ※注
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ



※生後10か月を経過している児童が対象です。

6.入所の基準 入所日前日までに美浜町に住民登録のある方が入所できます。

(1) 公立保育所に申込みをするためには

保育が必要な理由がある場合の入所 2・3号認定(保育実施児)

保護者すべてが「保育の必要性の認定事由」(P.13参照)に該当し、家庭でお子様を保育できず、代わりの保育を必要としていること(保育に欠ける状態であること。)が条件となります。

定員に余裕がある場合の入所 1号認定(特別利用保育)または 自由契約児

保育が必要な理由のある児童が入所して、なお施設の定員に余裕がある場合は、保育が必要な理由がなくても入所することができます。(ただし、3歳児以上の児童に限ります。)これは、身近な地域に十分な幼稚園等がないご家庭のために例外的に保育所を利用できるようにするためのものである特別利用保育と自由契約児があります。万が一定員に余裕がなくなった場合は、退所していただく場合がございますのでご了承ください。

※自由契約児の場合、幼児・教育保育無償化の対象外になります。



7. 申込に必要な書類

(1) 申請書兼入所申込書

2・3号認定(保育実施児)で入所の場合

・子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼入所申込書

1号認定(特別利用保育)で入所の場合

・子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼入所申請書(特別1号認定用)

自由契約児で入所の場合

・保育所入所申込書(自由契約児用)

子ども一人ひとりを認定するため、兄弟姉妹がいる場合は、それぞれで作成し、提出してください。

また、家庭で保育ができない2・3号認定の場合は必ず保育が必要な理由を証明する証明書類を提出してください。

(2) 税額の確認資料

(該当する父母等につき1枚)※マイナンバーでの税額照会ができない場合

ア 令和6年1月2日以降に転入した方で令和7年4月から8月までの間に入所を希望される方

『令和6年度(令和5年分)市町村民税課税証明書または納税通知書(写)』

イ 令和7年1月2日以降に転入した方で令和7年9月以降入所を希望される方

『令和7年度(令和6年分)市町村民税課税証明書または納税通知書(写)』

※未申告の為町県民税が未確定となっている方は、申告をお願いいたします。

提出されないと保育料等が最高額となる場合があります。

(3) 保育を必要とする証明書類(父母それぞれ、次の書類のうち保育が必要な理由となるものを提出が必要。)

※兄弟姉妹で同時に証明する場合は、書類は1枚で構いません。

※1号認定(特別利用保育)や自由契約児の場合は必要ありません。

就労証明書

就労状況を確認するために必要です。勤務形態、勤務時間等については、保育所利用開始日からの雇用形態を記入してください。

※必ず事業所に記入していただいでください。

また、新年度入所希望者で4月1日より就労予定の方は、4月分から6月分までの3ヶ月分の就労実績(就労証明書)を7月以降に提出していただきます。

源泉徴収票

児童の父が給与所得者の場合は、就労証明書の代わりに勤務先で発行する『最新年分の源泉徴収票』(コピー可)でも構いません。ただし、勤務先の変更、乳児の入所希望者の場合は就労証明書も必ず提出してください。

必要に応じて健康保険証、雇用保険証も提出してください。

申立書

疾病・障害、介護・看護等を理由に認定を受ける場合に提出し、申立内容を証明できる書類(診断証明書等)を添付し申立書とともに提出してください。(P.13参照)

確定申告書

児童の父母等が自営業の場合は、就労証明書と同時に『最新年分の確定申告書』の事業名と家族従事者名がわかる書類を提出してください。(コピー可)

求職活動申立書(求職活動のため入園させる場合)

すでに仕事を探している、またこれから求職活動を理由に認定を受ける場合に提出してください。

求職活動の場合、3か月以内に就労が決定しなければ退所または認定変更となります。就労が決定したら、すみやかに就労証明書と支給認定変更申請書を提出し、認定理由や期間を変更してください。

※求職活動を理由とした入所は、原則1年度内に1回のみです。

※乳児は4月入所のみ求職活動での申し込みが可能です。

母子手帳

妊娠・出産を理由に認定を受ける場合に、保護者名と出産予定日が明記されている書類(コピー可)を提出してください。

診断証明書等

疾病の場合は理由確認になる書類として、妊娠・出産を理由に認定を受けている場合は、出産期間が長引く理由確認になる書類として(コピー可)必要に応じて提出してください。

在学証明書等

就学を理由に認定を受ける場合に在学が証明できる書類(コピー可)を提出してください。

生計別申立書

乳児入所等の際、同一世帯の祖父母等がいる場合に、生計が別である証明をするときに提出してください。

(入所手続の際、同居親族がいる場合は担当者へお声かけください。)

その他

その他、各申請で必要になる書類は事由を確認の上、ご依頼させていただきますので、健康・子育て課か各保育所に確認をよろしくお願いいたします。



8. 申込書記入の際の注意点

入所申込書は、次の点に注意しボールペンで記入してください。用紙は複写式の内紙もございますので、重ね合わせた状態で記入してください。

なお、家庭から2人以上の児童が同時に入所(希望)する場合は、それぞれの児童ごとに申込書を提出してください。

・入所申込書の保護者欄は、原則父親です。しかし、母子家庭等の方は、第1保護者名を保護者欄にご記入頂くようお願いいたします。

・入所希望児童の氏名には「ふりがな」を付け、年齢欄は入所希望年度の4月1日現在の年齢を記入してください。なお、世帯員の年齢についても同様に記入してください。

・入所を希望する施設名(保育所名)は、利用調整の際の第2、3希望の施設確認のため、できる限り第3希望まで記入してください。

・「児童の世帯員」欄には、入所児童と一緒に住んでいる家族全員(電気、ガス、水道等と一緒に同じ棟に住んでいる家族)について記入してください。(児童本人は必要ありません。)

「会社・学校名等」欄には、「勤務先名」「農業」「自営業」「パート」「内職」「学生」「無職」等具体的に記入してください。

・家庭から2人以上の児童が同時に入所(希望)する場合は、「保育施設等への兄弟姉妹の入所希望状況」若しくは「入所を希望する兄弟姉妹」欄に必要事項を記入してください。

・記入の不備なものについては、受付しない場合がありますのでご了承ください。



9.乳児(0.1.2歳児)入所ご希望の際の注意点

(1)年度初め・年度途中入所共通

・自営業、農・漁業で入所を希望される場合は、自宅外勤務及び保育環境が危険な場合等が該当します。

・被雇用や自営業の就労については、月の就労日数16日以上で1日の就労時間が4時間以上の就労を基本とし、雇用形態により優先度が変動します。

・定員を超過した場合は、入所時の状況に応じて保育所入所判定基準点数表に基づき、高い点数順に入所内定とさせていただきます。優先順位によって入所施設の変更またはお断りすることがありますのでその場合はご了承ください。

・求職活動での入所は年度初め(4月～)の入所で、定員に空きがある場合のみの募集となります。(4月入所分の年1回のみ)

募集の詳細に関しては、別途町HP等にてお知らせいたします。

(2)年度途中入所の場合

・年度途中で入所の場合の入所申込は、入所開始月の前月に健康・子育て課または希望施設に問合せをお願いいたします。入所可能かどうかの確認をさせていただきます。一斉入所申込時や入所開始月の前月以前に入所のお話をいただいたとしても児童が年齢に達していない、住民票が美浜町にない等の場合がありますので申請可能月より前の入所予約は受付できません。

・原則、就労を理由として0歳児保育が利用できる方は、保育の必要性が認定された保護者の方が常勤(自分自身が勤務先で健康保険に加入している)の方を優先します。健康保険証の確認をさせていただきます。

・原則、就労を理由として1・2歳児保育が利用できる方は、保育の必要性が認定された保護者の方が勤務先で雇用保険に加入している方を優先します。雇用保険被保険者証の確認をさせていただきます。

10.保育所入所の優先順位

一斉入所申込の終了時点で、定員を超過している保育所または年齢の場合、入所時(4月)の状況に応じて保育所入所判定基準表(P.9～10参照)に基づき、高い点数順に入所内定とさせていただきます。

同じ点数ですべての人が入所できない場合は、抽選等によって順位を決めさせていただきます。

同じ条件でも調整点数を加点する場合や減点する場合がありますのでご了承ください。

また、常勤とパート等その他いろいろなケースが考えられますので、その都度点数を決定させていただきます。

※常勤とは、扶養家族から外れて、自分自身が健康保険に加入されている方のことを言います。

※3歳児以上の児童の場合で、保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)は、父母のみの証明書で受付できますが、65歳未満の同居されている扶養義務者(祖父母等)の証明書がない場合は、減点の対象となります。

11.美浜町保育所入所判定基準点数表

美浜町保育所入所判定基準点数表

入所希望日現在で、父母それぞれの状況を選択し、加算・減算等は該当項目すべてを選択し、点数を算出してください。

入所判定基準					点数		必要確認書類等	
大区分	区分		形態		父	母		
労働	家庭外労働 (家庭外で仕事をする ことを常態としている場合)	外勤	常勤 自営中心者	事業所等に常時勤務している者 (40時間/週程度で 正社員・正規職員・経営者等)		10	10	就労証明書 健康保険証 給与明細 等
			パート 臨時社員 臨時職員 自営専従者	20日以上/月	6時間以上/日	9	9	
					4時間以上/日	8	8	
				16日以上/月	6時間以上/日	7	7	
					4時間以上/日	6	6	
			上記未満の日数又は時間		4	4		
	農業 漁業	中心者	農業等に中心的に従事している者(40時間/週 程度)		9	9	就労証明書 等	
		専従者	16日以上/月	4時間以上/日	6	6		
			上記未満の日数又は時間		4	4		
	家庭内労働 (家庭内で仕事をする ことを常態としている場合)	自営	中心者	居宅内で主たる従事者として常時勤務している者 (経営者等で40時間/週 程度)		8	8	就労証明書 等
			専従者	居宅内の自営業で 父親等主たる従事 者に協力して従事し ている者	20日以上/月、6時間/日以上	7	7	
					20日以上/月、4時間/日以上	6	6	
16日以上/月、4時間/日以上				5	5			
上記未満の日数又は時間				4	4			
内職		16日以上/月	4時間以上/日	3	3			
妊娠・出産	妊娠・出産		出産予定月の2か月前から出産月後2か月までの期間		—	9	母子手帳(表紙と出産予定日が明記されているページ) 等	
疾病・障害	保護者本人の疾病・障害 ※保育不可能と認められる医師の診断書等 が必要		疾病 (病氣・怪我)	概ね1ヶ月以上入院	10	10	申立書 診断書 身体障害者手帳 等	
				居宅内	医師が長期(概ね1ヶ月以上)加療(安静)を要し、保育不可能と医師が判断したもの	10		10
				通院	通院が1ヶ月16日以上必要なもの	7		7
			通院が1ヶ月16日未満であるが保育不可能と医師が判断したもの		6	6		
			障害	1・2級	障害者手帳を所持し保育が負担	9		9
上記以外	6	6						
介護・看護	家族の介護・看護		病院等付き添い	1ヶ月16日以上の付き添い	8	8		
			自宅付き添い	寝たきり者	8	8		
				上記以外付き添い(通院含む)	7	7		
求職活動	求職活動 ※乳児(0.1.2歳児)の場合は、4月入所分の 年1回のみ申込可		求職活動中	1	1	申立書 求職していることがわかる資料 等		
災害復旧	災害復旧		災害の復旧活動中	10	10	罹災証明 等		
就学・職業訓練	就学・職業訓練		就学等で保育不可能(自動車教習所は不可) 職業訓練校等での職業訓練・技能学習等	6	6	在学証明書 学生証 受講決定通知 等		
虐待・DVのおそれ	虐待・DVのおそれ		児童虐待又はDVのおそれがあると認められる場合	10	10	意見書 DV証明書 等		
その他	その他		上記以外で明らかに保育に欠けると認められる場合	上記に類似する点数		関係書類		
① 基準点数								

裏面もご確認ください

個人調整基準(次にあてはまる場合は点数を加減します)		点数		必要確認書類等
類型	細目	父	母	
外勤・内職	非常勤で親族の経営する職場に勤務	-1	-1	就労証明書等
	母親が勤務先から健康保険証が交付(非常勤)		1	健康保険証 給与明細 等
	母親が勤務先で雇用保険に加入(非常勤、健康保険証の交付なし)		0.5	雇用保険証 給与明細 等
自営・農業・漁業	事業の中心者が児童の父母以外	-1	-1	就労証明書・所得申告書 等
② 個人調整点数				
	父	母		
③ (①+②)の点数			④ 平均基準点数 (③÷③の点数算出人数)	

世帯調整基準(次にあてはまる場合は点数を加減します)		点数	必要確認書類等
生活保護世帯		+3	保護決定通知 等
母子・父子のみの世帯		+3	遺児手当通知 等
希望保育所に、兄弟姉妹または双子が在園している(する)場合 ※現在5歳児の児童は算定対象外		+2	
母子・父子世帯で同居親族有り		+1	遺児手当通知 等
保育料を正当な理由なしに滞納している場合		-5	
同居の祖父母(65歳未満)が保育の必要性の認定事由に該当しない場合		-3	
保護者のいずれかが保育士等の資格を有しており、かつ保育士等として町内保育施設に勤務(予定を含む)の場合		+3	就労証明書 等
家庭外(内)労働の就労予定者 (ただし、産休・育休明けでの外勤常勤での復帰者又は保育士として町内保育施設に勤務予定の者は除く) (就労証明書に1ヶ月以上の実績の記入がない方は予定者となります)		-2	就労証明書 等
自営・農業・漁業専従者で危険を伴わないと判断した場合		-1	就労証明書 等
外勤常勤での産休・育休復帰で部分休業等を取得し、6時間/日未満の場合		-1	就労証明書 等
児童が里親等に委託されている場合		+3	措置決定通知書 等
⑤世帯調整点数			

総合計(④+⑤)	
----------	--

4 同一点数時の優先順位

調整後点数が同位の場合は以下の優先順位により決定する。

1	④平均基準点数の高い者
2	生活保護世帯
3	母子・父子世帯で同居の祖父母等無し
4	保護者のいずれかが保育士等の資格を有しており、かつ保育士として町内保育施設に勤務(予定を含む)する者
5	母子・父子世帯で同居の祖父母等有り
6	小学校区

注) ・**入所希望日時点での状況で判定します。**現在の状況から変更の予定がある方は、予定(見込)の就労証明書等の書類を提出してください。

- ・入所判定基準の大区分に複数該当する場合は、基準点数が高い方の点数とします。
- ・複数箇所而就労している場合は、日数、時間数の合算により該当する点数とします。(複数箇所の就労証明書が必要)
- ・「家庭外労働」の場所の範囲には、居宅と同一敷地内の別棟の作業場を含む。
- ・就労予定者については、仮入所とし、就労後確認書類の提出をもって本決定とする。
- ・申込者が定員を超えた場合は、点数の高い方から優先して入所し、同点の場合は抽選となります。

12.支給認定について 入所の申し込みとともに申請をしてください。

(1)支給認定とは

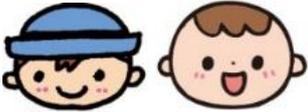
- 町内の公立保育所を利用する場合は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には以下の3種類の認定区分があり

1 号 認 定

2 号 認 定

3 号 認 定



- 町内の公立保育所を利用したい場合は、子どもの年齢が3～5歳であれば「2号認定」、満0～2歳であれば「3号認定」を取得することになります。

2・3号認定は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「短時間」と「標準時間」の保育必要量(認定)が区分されます。

- 町内の公立保育所(特別利用保育)を利用したい場合は、「1号認定(特別1号認定)」を取得することになります。

※あくまでも保育の必要性の認定ですので、認定をされているからといって必ず入所できるとは限らず、認定の時間内であっても「保育を必要とする事由」がない時間は利用時間の対象とはなりません。

(2)「保育の必要性」と「必要量」について

2号認定・3号認定を受けるためには、保護者(0～2歳児の場合同居している祖父母も必要)が「保育が必要な理由」に該当し、家庭でお子様を保育できず、代わりの保育を必要としていること。(保育に欠ける状態であること。)が条件となります。

美浜町の場合、「保育の必要性」の認定基準(保育が必要な理由)はP.13の表の通りです。

表の右側に記載している「保育の必要量」とは、保育施設に子どもを預けられる時間の上限のことを指します。(基本の保育時間であり、事由に該当しない時間や延長保育分は含まれません。)

そして、保育が必要な理由が何かによって、認められる「保育の必要量」は変わってきます。

具体的には、

保育標準時間:1日11時間 保育短時間:1日8時間 のどちらかとなります。

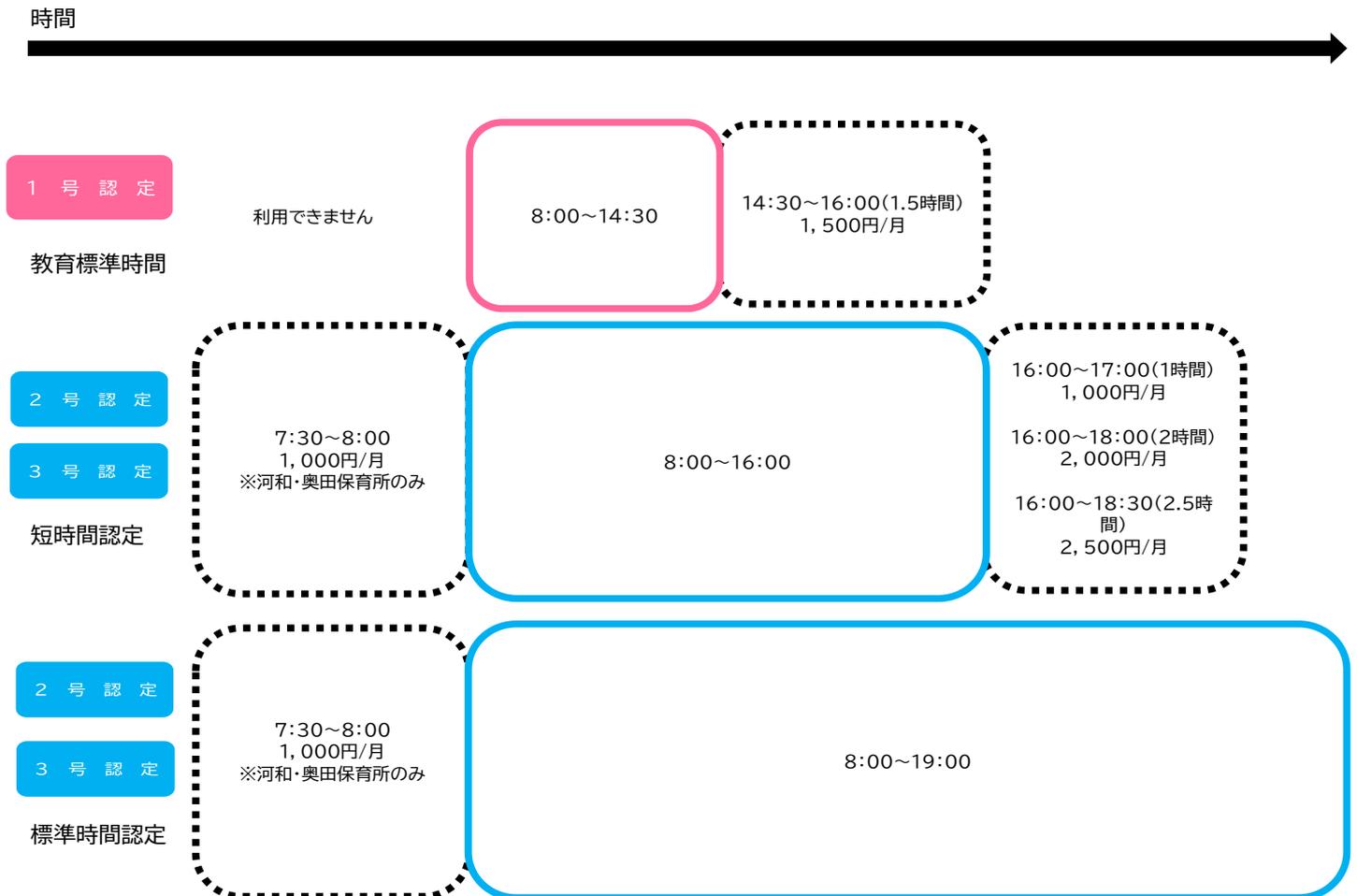
1号認定の場合は、施設に預けられる基本の時間は教育標準時間(1日4時間程度)となり、施設により時間が異なります。

(3)それぞれの認定で利用できる時間帯について

それぞれの認定で、公立保育所を利用できる時間帯は下記の表となります。

認定で預けられる基本的な時間は実線 ———

延長(早朝)保育で預けられる時間は点線 ····· で記しています。



2・3号認定と1号認定(特別利用保育)のどちらの場合も、必要に応じて、早朝・延長保育(有料)を利用することができます。詳しくは P.15 をご参照ください。

※1号認定(特別利用保育)の場合は、午後2時30分から午後4時までの延長のみが利用できます。



【保育の必要性の認定事由と提出する証明書類等一覧表】

2号または3号認定を受けるためには、両親や場合によっては祖父母等のいずれもが次の事由に該当する必要があります。また、認定事由により利用時間が区分されます。

※乳児につきましては、65歳未満(児童が入所する年度の4月1日現在)の祖父母が同居の場合は、下記に該当する必要書類をご提出ください。

保育が必要な理由	形態	証明書類	留意点	保育の必要量(認定区分)											
1家庭外での労働 昼間に居宅外で労働することを常態としている場合	正社員 パート	就労証明書 源泉徴収票(写) 健康保険証等(写)	◎一般保育時間中の勤務時間が1ヶ月64時間(日曜日、祝日を除く)以上仕事に従事している場合 ◎かつ、農業従事者は、1人当たりの耕作面積等が概ね次のとおりである場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>田</td> <td>20a(乳児30a)以上</td> </tr> <tr> <td>果樹園</td> <td>20a(乳児30a)以上</td> </tr> <tr> <td>普通畑</td> <td>20a以上</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>100㎡以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家畜</td> <td>牛・豚 10頭以上</td> </tr> <tr> <td>鶏 500羽以上</td> </tr> </table>	田	20a(乳児30a)以上	果樹園	20a(乳児30a)以上	普通畑	20a以上	施設園芸	100㎡以上	家畜	牛・豚 10頭以上	鶏 500羽以上	短時間 【1ヶ月64時間以上120時間未満】 (保育施設閉所日の日曜日、祝日等を除く)仕事に従事している場合
	田	20a(乳児30a)以上													
	果樹園	20a(乳児30a)以上													
普通畑	20a以上														
施設園芸	100㎡以上														
家畜	牛・豚 10頭以上														
	鶏 500羽以上														
農業 漁業	就労証明書 確定申告書(写)														
自営業(居宅外)	就労証明書														
2家庭内での労働 昼間に居宅内において当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合	自営業(居宅内)	確定申告書(写)	◎固定資産税の課税明細の写し等農地の面積が分かるものを添付する。 ◎農業手伝いの場合は、収入を得ている方(現物支給は認められません) ※証明書類には事業主、内職提供者の証明(7月～9月の実績及び予定証明)が必要	標準時間 【1ヶ月120時間以上】 (保育施設閉所日の日曜日、祝日等を除く)仕事に従事している場合											
	内職	就労証明書 支払明細等													
3母親の出産等 妊娠中であるか、出産後間がない場合	妊娠	母子手帳(写)	◎出産(予定月)を中心に産前2ヶ月、産後2ヶ月の計5ヶ月間以内ただし、産後の経過が思わしくない場合は、治療するまでの期間	短時間 標準時間 ※申請によりどちらかを適用											
	出産	診断証明書等													
4疾病等 疾病、負傷または、精神・身体に障害がある場合や、高齢者	疾病	申立書(疾病・看護)	◎当該児童の保育ができない程の疾病、負傷、心身の障害を有している場合 ※ 保育が困難な旨の証明が必要 ◎高齢・満年齢65歳以上(児童入所時)	短時間 標準時間 ※申請によりどちらかを適用											
	障害	家庭状況確認書(聞き取り)													
	高齢														
5疾病等の介護 長期間に渡る疾病や精神・身体に傷害を有する親族を常時看護している場合	看護	診断証明書等 身体障害者手帳、療育手帳(写)	◎一般保育時間中に1ヶ月64時間以上(保育施設閉所日の日曜日、祝日を除く)の介護をする必要のある場合(居宅介護に限る) ※ 税法上の特別障害者であるか、上記介護を要する旨の医師の証明等が必要	短時間 【1ヶ月64時間以上120時間未満】 標準時間 【1ヶ月120時間以上】											
6家庭の災害 震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている場合	災害復旧	災害復旧に関する「証明書」	◎震災、風水害、火災その他の災害により居宅を失い、又は居宅を失わないが破損し、その復旧にあたっている場合	短時間 標準時間 ※申請によりどちらかを適用											
7求職活動等 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合	求職活動 <small>※乳児(0.1.2歳児)の場合は、4月入所分の年1回のみ申込可</small>	申立書(求職活動状況)	◎入所の承諾開始日から3ヶ月を経過する日まで ※求職活動状況によっては、退所していただく場合があります。 求職期間中は入所選考上、優先度が低くなります。	短時間											
8就学 就学(職業訓練を含む)している場合 ※自動車教習所は不可	就学	在学証明書等	◎一般保育時間中の就学時間が1ヶ月64時間(日曜日、祝日を除く)以上の場合	短時間 【1ヶ月64時間以上120時間未満】 標準時間 【1ヶ月120時間以上】											
9その他		家庭内で保育ができないと認められる「証明書」等	◎当該児童を家庭で保育できないと町長が認める前各号に類する状態にある場合	短時間 標準時間 ※事由によりどちらかを適用											

13.保育料の負担(幼児教育・保育無償化)について

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証するため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。無償化の対象になっていない児童の保育料は、これまでどおり保護者の世帯所得割額等に応じて負担額を決定します。

各年1月1日時点で本町に住民登録がなかった方は、マイナンバーで税情報の確認をします。マイナンバーの照会で税情報が確認できなかった場合は、課税額がわかる書類の提出をお願いすることがあります。

無償化の対象

- ① 3～5歳児【1号認定(特別利用保育含む)及び2号認定】の保育料
- ② 0～2歳児【3号認定】で市町村民税非課税世帯の保育料

※自由契約児として入所ご希望の方は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

無償化のポイント

- ① 無償化の対象は保育料のみとなります。(別途延長保育料・給食費・その他雑費は保護者負担となります。)
- ② 保育料等は、市町村民税所得割額等をもとに決定します。
4月～8月分は前年度分の課税額で、9月～3月分は当年度分の課税額で算定します。課税額が変更となった場合は料金が9月から変更することがあります。

14.給食費について

幼児教育・保育無償化に伴い、保育料に含まれていた給食費(主食費・副食費)が無償化の対象外となったため、令和元年10月から給食費を負担していただくこととなりました。

主食費は3歳児以上のすべての児童に対して、副食費は3歳児以上の副食費免除対象外児童に対して発生します。

★副食費の免除対象は、1号・2号認定で年収約360万円未満相当世帯の児童

○料金は主食費が800円、副食費が5,200円です。

○保育所等に同一入所の第二子、第三子は副食費が無料となる場合があります。



15.保育料・延長保育料等の軽減措置

美浜町において、保育料・延長保育料等の軽減措置を行っています。

生活保護世帯、ひとり親世帯等、多子世帯等に対する保育料軽減措置があります。

保育料については、P.18～の保育料徴収基準表を参照してください。

延長保育料については、健康・子育て課にお問い合わせください。

16. 延長保育・一時的保育・こども誰でも通園制度

(1)実施児延長保育

保護者の就労形態が多様化しており、働きやすい環境を整えるため、町内すべての保育所で通常の保育時間を延長して保育を実施しています。

勤務時間や通勤時間を考慮し、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合には、入所申込と併せて「延長保育申込書」を提出してください。

《延長時間・料金表》

【2・3号認定】

(月額、単位:円)

区分	延長保育時間	延長保育使用料	実施施設
早朝	午前7時30分～午前8時	1,000	河和 奥田
1時間(土曜日を除く)	午後4時～午後5時	1,000	布土 河和 野間 奥田 上野間
2時間(土曜日を除く)	午後4時～午後6時	2,000	
2.5時間(土曜日を除く)	午後4時～午後6時30分	2,500	
1時間(土曜日のみ)	正午～午後1時	400	河和
2時間(土曜日のみ)	正午～午後2時	800	
3時間(土曜日のみ)	正午～午後3時	1,200	
4時間(土曜日のみ)	正午～午後4時	1,600	

(2)特別利用保育延長保育

通常の時間を超えて預かりが必要な場合には、入所申込と併せて「延長保育申込書」を提出してください。

《延長時間・料金表》

【1号認定(保育所利用をする特別利用保育の児童のみ)】

(月額、単位:円)

区分	延長保育時間	延長保育使用料	実施施設
1.5時間(土曜日を除く)	午後2時30分～午後4時	1,500	布土 河和 野間 奥田 上野間

注意事項

- 利用申込:利用開始を希望する日の2週間前まで
- 延長承認:申込内容を審査し「延長保育決定通知書」を送付します。
- 内容変更:延長時間を変更したい月の前月締切日までに「延長保育変更申込書」を提出してください。
- 利用取消:利用を止める月の前月締切日までに「延長保育中止届」を提出してください。



(3)一時的保育

下記の①から③の利用内容に該当するいずれかの事由により、一時的に家庭で育児ができない場合に、年齢がその月の1日時点で生後10ヶ月から就学前であり、他の保育施設へ入園していない児童に対し、町内の保育所で一時的保育を実施します。

①非定型的保育

保護者の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育

③ 緊急保育

保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭での保育が困難となる児童に対する保育事業

③私的理由保育

私的な理由その他事由により一時的に保育が必要となる児童に対する保育

《利用可能期間》

内容	保育時間	利用可能日数
非定型的保育	平日 8:00~16:00	1月につき14日以内
緊急保育	土曜 8:00~12:00 (河和保育所のみ)	
私的理由保育	平日 8:30~16:00 (河和保育所のみ)	1月につき1日以内

《料金》

年齢	平日料金(日額)	土曜料金(日額)
0歳児	3,000円	1,500円
1・2歳児	2,500円	1,250円
3歳児以上	2,000円	1,000円

※発表会などイベント開催日は受け入れできない場合があります。

※施設の定員状況によってご希望保育所の利用ができない場合がございますので予めご了承ください。



(4)こども誰でも通園制度

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない生後 10 か月～満 3 歳未満の児童を対象に、月 10 時間を上限として、就労要件等を問わず柔軟に利用できる事業です。

※認可外保育施設に通っている生後 10 か月～満 3 歳未満は対象。

※企業主導型保育事業所に通っている生後 10 か月～満 3 歳未満は対象外。

《利用可能期間》

保育時間	利用可能日数
平日 9:30～14:30（河和保育所のみ）	1人当たり「月 10 時間」を上限として利用可能 例)9:30～14:30 まで利用する場合 1 月につき 2 日

《料金》

子ども一人につき 1 時間当たり 300 円 例)9:30～14:30 まで利用する場合:5 時間=1,500 円

※発表会などイベント開催日は受け入れできない場合があります。

※施設の定員状況によって利用できない場合がございますので予めご了承ください。

17.保育料徴収基準表

(1)2・3号認定

(月額、単位:円)

階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間			
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0			0			
第2	市町村民税非課税世帯	無償化			無償化			
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,000 [7,000]			16,000 [6,000]			
第4-1	所得割課税額 57,700円未満	24,000 [7,000]	無償化	無償化	無償化	無償化	無償化	
第4-2	所得割課税額 77,100円未満							
第4-3	所得割課税額 97,000円未満							
第5	所得割課税額 169,000円未満	39,000						36,000
第6	所得割課税額 301,000円未満	46,000						43,000
第7	所得割課税額 397,000円未満	50,000						47,000
第8	所得割課税額 397,000円以上	52,000						49,000

多子カウント
18歳未満から

多子カウント
小学校就学前から

【以下に当てはまる場合は、保育料が軽減又は免除される場合がありますのでご確認ください。】

- ①18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満児は無料とする。
- ②保育所等に同一世帯で入所している場合、2人目以降が3歳以上児の場合は2人目以降無料、2人目が3歳未満児の場合は2人目が半額、3人目以降は無料とする。
- ③第2階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童の2人目以降は無料とする。
- ④第3階層、第4-1階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童が2人目の場合は半額、3人目以降は無料とする。
- ⑤母子家庭等で第2階層から第4-2階層に該当する場合、入所している児童が1人目の場合は[]の額とし、2人目以降は無料とする。

※別途、実費徴収となる給食費等は保護者負担となります。

※副食費の多子減免によるカウント方法は保育料の多子減免によるカウントに準拠します。

◀②により軽減される場合の例▶

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生
第3子 	※	第2子 	第2子 		第1子 	← 多子世帯軽減の対象とならない →			

※()内の第2子が3歳以上児の場合は無料。3歳未満児の場合は半額となります。

(2)1号認定

1号認定子ども利用者負担額表

(月額、単位:円)

階層区分	定 義	利用者負担額
多子 カウント 18歳未満から 小学 多子 学校 就学 前 から	第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)
	第 2	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)
	第 3	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯
	第 4	市町村民税所得割額77,101円以上211,200円以下の世帯
	第 5	市町村民税所得割額211,201円以上の世帯
		無償化

※別途、実費徴収となる給食費等は保護者負担となります。

※副食費の多子減免によるカウント方法は利用者負担額表の多子減免によるカウントに準拠します。

(3)自由契約児

(月額、単位:円)

階層区分	定 義	3 歳	4歳以上
第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	9,000	8,000
第 3	所得割課税額 48,600円未満	14,000	12,000
第 4-1	所得割課税額 57,700円未満	19,000	17,000
第 4-2	所得割課税額 77,101円未満		
第 4-3	所得割課税額 97,000円未満		
第 5	所得割課税額 169,000円未満	23,000	21,000
第 6	所得割課税額 301,000円未満	25,000	23,000
第 7	所得割課税額 301,000円以上	26,000	24,000

【以下に当てはまる場合は、保育料が軽減又は免除される場合がありますのでご確認ください。】

①保育所等に同一世帯で入所している場合、2人目以降が3歳以上児の場合は2人目以降無料、2人目が3歳未満児の場合は2人目が半額、3人目以降は無料とする。

②第2階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童の2人目以降は無料とする。

③第3階層、第4-1階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童が2人目の場合は半額、3人目以降を無料とする。

※無償化の対象外の為、保育料は全額保護者負担となります。

18.保育料・給食費等の納付について

保育料・給食費等は口座振替または現金納付により、毎月納付していただきます。

納入誤りの防止のため、できる限り、口座振替のご利用をお願いいたします。

「美浜町税等口座振替依頼書」に必要事項ご記入の上、次の取引金融機関で手続きをしてください。

※口座振替されるのは保育料、延長保育料、給食費、父母の会費です。その他雑費等につきましては、保育所での現金による集金となります。

※手続きに必要なもの:振替を希望する口座の通帳等・届出印

※取引金融機関:三菱UFJ銀行・あいち知多農業協同組合・知多信用金庫・半田信用金庫・中京銀行・名古屋銀行・ゆうちょ銀行・東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店

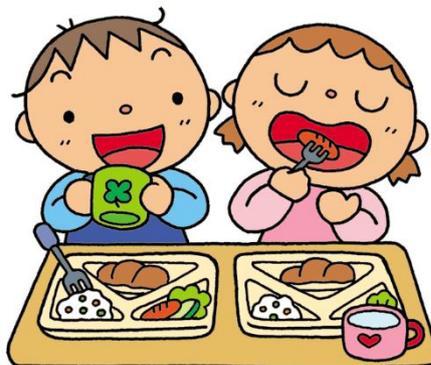
※口座振替ができるのは、上記取引金融機関の口座のみとなります。

※ゆうちょ銀行の「口座振替依頼書」は、依頼書が専用の用紙になりますのでご注意ください。

※口座振替依頼書の提出は各金融機関への提出をお願いいたします。

※口座振替は各月 25 日(土日祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

保育料・給食費等は保育所の運営や給食、おやつの提供を実施するための大切な財源となります。互いに気持ちよく園生活を送るため、期限内の納付にご協力ください。



19.町外への保育施設への入所について

保育施設の申し込みは、住所地の市町村で行うことが原則です。

ただし、里帰り出産など住所地以外で保育を希望する場合には「広域入所」等の制度があります。この制度は、市町村間で協定を締結したうえで保育業務を委託または受託することになります。

他の市町村に所在する保育施設に入所を希望する場合は、早めに健康・子育て課へご連絡ください。

※市町村によって、広域入所を受け入れられない場合があります。

20.町内転園について

町内転居等で保育所を変更したい場合には、早めに通所中の保育所または役場健康・子育て課にご相談ください。

転園先の保育所に空きがない場合は、希望に添えないことがございますので、事前に転園先の入所状況を確認してください。

21.町外転出による退所について

転居等で町外に転出する予定になった場合は、早めに役場健康・子育て課または保育所へご相談の上、退所の手続きをお願いします。

転出先で改めて認定申請と入所手続きをしていただくこととなります。

22.入所申込の取り下げについて

入所申込み後、家庭の事情で入所できなくなったときは、直ちに「保育所入所申込取り下げ届」を役場健康・子育て課までご提出ください。

また、4月からの入所の申込を取り下げする場合は、3月末日までにご提出をお願いいたします。

ご提出いただけない場合は、保育料等が発生してしまう可能性がございます。

23.保育解除について(2・3号認定)

町外転出以外にも、次の場合等には退所または認定変更をしていただくこととなります。

- ① 保護者などが、お子さんを保育できるようになったとき(離職など)
- ② 入所申込事項に相違があったとき
- ③ 保育が必要な状態が確認できないとき

※仕事を辞めた場合など、認定要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに利用している保育所にご相談ください。

24.保育所に関するQ&A

Q 1号認定と2号認定とでは、保育内容が変わりますか。

A 基本的な過ごし方は変わりません。ですが、認定によって利用できる時間がそれぞれ変わります。
(P.12(3) それぞれの認定で利用できる時間帯について参照)

Q 教育・保育無償化の対象はどこまでですか。

A 3～5歳児クラスのすべての子どもの保育料と場合によっては副食費
0～2歳児クラスの保育料(市町村民税非課税世帯)

Q 保育料はどのようにして決められますか。

A 保育料は父母等の市町村民税所得割額の総額により決定します。父母ともに所得が少ない場合には、同居する親族等の所得を算出に加えることもあります。(P.18～保育料徴収基準表参照)

Q 年度途中の保育料・副食費の変更はありますか。

A 4月から8月分の保育料や副食費については、前年度の市町村民税所得割額により算定し、9月から3月分について当年度分の市町村民税所得割額により算定します。
このため、毎年9月の算定替えにより、保育料・副食費が変更することがあります。
また、保護者の状況が変わったことにより変更されることもございます。

Q なぜ、給食費を徴収するのですか。

A 保育所では、給食とおやつを提供しています。これまでは、保育料に給食費は含まれていましたが、幼児教育・保育無償化による保育料の無償化の対象外になったためです。

Q 保育料・給食費はどのような方法で支払いますか。

A 口座振替または保育所を通して現金により支払っていただいております。
口座振替は毎月25日(土日祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。
現金の場合は、当月分の徴収は利用している保育所担当者からお知らせのうえ、徴収します。

Q 認定の有効期限は何年ですか。また、認定事由が変更した場合はどうなりますか。

A 3歳児以上の1号及び2号認定は小学校就学前までを基本とします。
3歳児未満のお子さんは、3号認定となり、満3歳の誕生日の前々日までが期限となります。継続して入所する場合は支給認定変更申請書を提出してください。
ただし、保育の必要性を受ける認定事由に該当しなくなった場合は、その時点までとなります。また、町外へ転出した場合も認定が消滅します。転出先の市町村において新たに認定申請をしてください。
就職や離職等で保育の認定内容が変わったときは、すみやかに「支給認定変更申請書」を提出してください。

Q 保育時間・教育時間はどうなりますか。

A 保育時間・教育時間は認定区分に応じて異なります。
(P.12(3) それぞれの認定で利用できる時間帯について参照)

Q 保育所の空き状況を知りたいのですが。

A 役場健康・子育て課(TEL82-1111)または入所希望の保育所までお問い合わせください。

Q 保育所の見学はできますか。

A 入所希望の保育所までお問い合わせください。5月～2月の毎月第2・3月曜日 10時～11時30分まで、すべての保育所で園庭開放を実施していますので、お気軽にご利用ください。(予定変更になる場合もありますので、詳しくは各保育所へ確認してください。)

Q 申込書類はどこにありますか。

A 各保育所又は役場健康・子育て課にございます。

Q 新年度の入所申し込みは早くした方が良いですか。

A 先着順ではありません。

新年度入所申し込みは毎年10月に行われます。入所申し込み期限内であれば、選考には影響ありません。

年度途中の入所申し込みの場合は、事前に役場健康・子育て課または入所希望の保育所に相談し、空き状況を確認の上、入所日(毎月1日)の2週間前までに書類を提出してください。

広域入所の場合は、申請に時間を要する為、早めの相談に御協力お願いいたします。

Q 申込書類の準備が間に合いません。

A 認定申請書及び入所申請書等入所に必要な書類は期限までに提出していただきますようご協力お願いいたします。原則、すべての必要書類が揃った状態での申込受付となります。不備の書類がある場合は、入所または入所申込を受け付けることができないことがありますのでご了承ください。

Q 主人が単身赴任していますが、夫婦の書類は必要ですか。

A 必要です。

別居であっても保護者である場合は提出にご協力ください。時間がかかることが予想される場合は、早めの準備に御協力お願いいたします。

Q 入所申込書には第3希望まで必ず記入しますか。

A 定員の都合上、必ずしも第1希望の保育施設に入所できるとは限りませんので、できる限り第3希望までのご記入をお願いいたします。

Q 入所の可否についてはいつ確認できますか。

A 新年度入所の乳児に関しては、乳児入所希望者への入所内定通知発出を12月～1月頃にいたします。

幼児の新年度入所に関しましては、過大な申込者の偏り等がない限り、希望に添えるものと思います。

入所可否については、入所申請した施設からの1月下旬頃開催する入所説明会開催通知を以て代えさせていただきます。

なお、保育料や給食費の決定通知は、算定等に時間を要する為、3月下旬に入所予定保育所から配布または4月の最初の登所日以降に配布させていただきます。

Q 出産予定の為、上の子を預かってもらえますか。

A 出産予定月を含め産前産後各2か月、最長5か月間の入所が可能です。
(定員の都合上、必ずしも希望の保育所へ入所できるとは限りません。)

Q 現在、就職活動中ですが、入所できますか。

A 3か月を限度として保育認定を受けることは可能です。

入所に関しましては、乳児の場合は年度当初(4月入所のみ)、幼児に関しては全期間で入所することは可能です。

就職が決定した場合は、すみやかに就労証明書を提出していただき、保育期間を延長してください。

対象期間内で就労が決定しない場合は、退所または認定の切替(入所条件の変更)が必要となります。

原則、求職活動を理由とした保育認定は、1年度内に1回のみとしています。

Q ならし保育はありますか。

A 各保育所で異なる場合がございますので、各保育所へ確認をお願いいたします。

